

維持管理部会

第1回 令和8年2月18日開催

① 維持修繕工事における積算等の改善方策

維持工事の複数年契約の費用面での課題

【受注者の意見】(1)道路

- ・当初契約として標準歩掛がある項目(除草・切削工・区画線など)に対し、小規模で点在する作業や同一地区内でも施工時期が異なる作業が生じた場合に、標準歩掛を用いて合算数量にて精算されると乖離が大きい。
- ・緊急性の低い小規模作業単独の指示の場合、他作業もあわせて行わないと1～2時間作業となり採算が合わない場合もある。
- ・緊急作業用として、いつでも対応できるよう小型バックホウ等の主要な重機を年間契約にて借りており、使用頻度によっては経費が合わない場合がある。

【受注者の意見】(2)河川

- ・緊急性の低い小規模作業単独の指示の場合、他作業もあわせて行わないと1～2時間作業となり採算が合わない場合もある(再掲)。
- ・応急処理で重機の回送を伴う作業が多い場合は、回送費も高騰しており経費が合わない。

【課題】

- 積算基準で定める日当たり標準作業量を下回る小規模な作業に対する積算
- 小規模作業や点在作業を伴う工事の諸経費の扱い(特に応急処理工を含む工事)

(参考) 現行の積算基準における規定

1日未満で完了する作業の積算

1日未満で完了する作業量の作業が見込まれ、施工パッケージ型積算基準と乖離が認められる場合には、機械費及び労務費について半日未満の作業は半日、半日から1日未満の作業は1日として計上する。

(参考) 共通仮設費率に含まれる運搬費

- 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出及び現場内小運搬(分解・組立を含む)
- 器材等(型枠材、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板(敷鉄板設置撤去工で積上げた分は除く)、作業車(PC橋片持ち架設工)、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設設備、排砂管、トレミー管、トンネル用スライドセントル等)の搬入、搬出及び現場内小運搬
- 建設機械の自走による運搬(トラッククレーン油圧伸縮ジブ型80t以上は、積上げるものとする。)
- 建設機械等(重建設機械を含む)の日々回送(分解・組立、輸送)に要する費用 (以下省略)

【受注者の意見】(1)道路

- ・夜間工事等もあるため、当該工事従事者(複数名)、協力会社も含め昼・夜の班編制や交代制を確保している。(道路維持、2年契約、3億円以上)
- ・他部署への協力は飲酒禁止、遠方への外出をさけるなど制約があるため頼みにくい。手当があると要員確保がしやすいかもしれない。

【受注者の意見】(2)河川

- ・専任従事者は、監理技術者のみである。緊急作業対応として、24時間365日連絡体制を確保しており、現場対応も含めて複数名の交代制などさらなる緩和をお願いしたい。(河川維持、2年契約、2億円以下)

【課題】

- 緊急作業における監理技術者の拘束を解消するための技術者の体制確保
- 連絡体制確保に対する経費の積算上の扱い

(参考) 工事現場における監理技術者等の専任の基本的な考え方 ～監理技術者制度運用マニュアル～

- 専任の・・・監理技術者・・・は、・・・合理的な理由で、短期間(1～2日程度)工事現場を離れることについて、その間における施工内容等を踏まえ、適切な施工ができる体制を確保することができる場合は差し支えない。・・・なお、適切な施工ができる体制の確保にあたっては、・・・例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、・・・連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制の確保、・・・等が考えられる。ただし、・・・監理技術者が、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者であることに変わりはないことに留意し、監理技術者等が担う役割に支障が生じないようにする必要がある。
- 専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、勤務中は常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいう。

○ 前回の有識者会議におけるご意見を踏まえ、「維持・修繕工事における適切な積算の実施等に向けた留意事項」を取りまとめ、全国の地方整備局等に周知し、運用を開始。

ご意見	対応
①小規模作業の基準 ・現行ルールが曖昧	・0.5日・1日単位の精算基準を具体化 ・日当たり作業量は協議により柔軟設定
②変更・緊急時の積算 ・見積ベースの柔軟対応が必要	・応急・標準外作業は見積・実績精算を明示 ・待機・未出勤も含め実績で精算
③追加作業の支払い ・実費ベース対応が必要	・見積・実績精算を徹底 ・拘束(待機)時間も費用として計上
④立会いの合理化 ・必要最小限とすべき	・立会い不要作業を具体例で提示 ・遠隔確認・報告で代替可能と整理
⑤監理技術者の配置・役割 ・立会いの必要性が不明確	・品質管理不要作業、緊急作業は立会い不要と整理 ・事前・事後確認で対応可能と明確化

② 維持管理を支える「地域の守り手」の 確保等のあり方

○長期にわたり継続し、地域・現場条件への精通が求められる維持管理の特性を踏まえた建設生産・管理システムの循環の改善が必要ではないか。

国土交通省直轄の維持修繕工事の現状と将来像(案)

区分		現状	将来に向け、検討・試行すべき姿
発注	期間	単年度、又は、複数年度	複数年度の拡大(長期化を指向)
	方式	一般競争入札・総合評価落札方式(契約毎)が中心	工事特性に応じて指名競争入札(フレームワーク)等の活用拡大
受注体制		企業単体が基本	企業グループ(フレームワーク、事業協同組合・地域維持JV等)の拡大
品質確保		多数の競争参加を前提に、契約毎に技術と価格による競争(多者での競争が品質、価格面で有利な調達ができるとの考え方) ⇒維持工事で1者応札が頻発	複数年度契約の拡大等により、企業が中長期的な投資(若手採用・資機材保有・新技術活用等)ができる方式を検討 維持作業の自動化・省人化 週休2日等多様な働き方、賃金・労働時間等の実態調査による行き渡り 技能労働者の育成・ノウハウの継承 維持工事の重要性の広報
担い手確保 生産性向上		中長期的に受注が見通せない場合は新たな投資(若手採用、資機材保有・新技術活用等)が困難 技能労働者の高齢化、ノウハウ継承に課題	
不調不落		修繕工事で不調不落が多い	不調不落が少ない方式(フレームワーク方式等)の拡大・改善 適切な予定価格と変更契約

(1) 担い手の確保と将来像

- ・維持管理を誰が担うのかを明確にし、中長期的なメッセージを示す必要。
- ・一者応札や参入障壁、若手不足、地域偏在など、担い手確保は構造的課題として対応すべき。

(2) 維持管理の働き方・現場実態への対応

- ・24時間対応や除雪など特有の労働環境を踏まえ、改築とは異なる働き方改革の方向性が必要。
- ・猛暑対応や季節労働なども含め、実態に応じた制度設計が求められる。

(3) 入札契約・発注方式の見直し

- ・多様な契約方式の活用が進んでいない現状の評価、原因分析等が必要。
- ・複数年契約や包括契約など、新技術導入等につながる制度をより積極的に検討すべき。
- ・施工実績要件など入札参加条件が新規参入の障壁となっている可能性あり。

(4) 維持工事の成立構造(地域・経営)

- ・維持工事単独では成立せず、一般土木との組み合わせで成り立っている実態を踏まえる必要。
- ・固定費(体制維持費)を適切に確保する仕組みの検討が重要。

(5) 技術力維持と新技術導入

- ・専門技術者の減少への対応が必要。
- ・関連分野も含め、制度改善の横展開を検討すべき。
- ・ICT・自動化やデータ活用など、新技術導入を見据えた基盤整備と投資促進が求められる。

論点 維持工事の実態把握について

1. 基本的な考え方

- 維持工事における担い手確保の困難化について、持続可能性への懸念と構造的課題の指摘。
- これを踏まえ、まずは維持工事の実態を定量・定性的に把握し、制度・運用の見直しにつなげる。

2. 維持工事に関する実態調査について(イメージ)

- 直轄管理している施設における通年の維持工事について、入札・契約状況、受注者の実施体制等の実態を調査し、当該工事の施工や災害時の応急対応の持続的実施の可否等を確認する。

- 具体的には以下の実態把握を行い、対応方策を検討する。

①入札者の確保が可能な契約内容

- ・ 発注ロット・規模(管理延長、施工量 等)、契約年数、入札方式、施工条件、待機場所、機械等の保有状況 など

②災害時の応急対応を含む適正な管理に必要な施行量の把握

- ・ 適切な管理に必要な機械・労務等の把握
- ・ 災害時の応急対応を適正に実施するために必要な機械・労務等の把握の検討

③発注者や受注者の今後の実施・施工体制(災害時の応急対応を含む)に関する認識や課題意識

④通年維持工事における担い手の状況を踏まえつつ、持続的な体制確保と参画機会のあり方

 この他、直轄管理している施設の維持工事の実態把握について、留意すべき点はないか。